

令和5年度 認定こども園(幼稚園部分)・幼稚園 利用のご案内



上峰町役場 住民課子育て支援係 TEL52-7412

もくじ	
1 認定こども園・幼稚園(新制度移行園)の利用について…………… P2	7 利用者負担額等について…………… P7
2 手続の流れ…………… P2	8 上峰町内の教育施設について…………… P8
3 給付認定申請について…………… P3	9 預かり保育について…………… P9
4 保育の必要性について…………… P4	10 幼稚園(新制度未移行園)の利用について…………… P10
5 申請に必要な書類…………… P4	11 こんなときは必ず届け出てください…………… P11
6 マイナンバー記入用紙について…………… P6	12 認定こども園・幼稚園の利用に関するQ&A…………… P11

入所調整は4月1日時点の年齢で行います。

令和5年度年齢早見表

4月1日時点の年齢	生年月日
満3歳児*	令和2年4月2日～令和3年4月1日 (令和5年度中に3歳となり認定こども園・幼稚園を利用する場合)
3歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日
4歳児	平成30年4月2日～平成31年4月1日
5歳児	平成29年4月2日～平成30年4月1日

※ 1号認定(幼稚園部分)では、3歳となった翌月から満3歳児として入園可能です。

様式のダウンロードはこちらから

上峰町ホームページ⇒令和5年度認定こども園等の入所申込み

▼URL

<https://www.town.kamimine.lg.jp/kiji003879/index.html>

▼QRコード



1 認定こども園・幼稚園（新制度移行園）の利用について

1 園の見学、利用条件や入園申込み方法の確認

認定こども園（幼稚園部分）・幼稚園の利用を希望する場合、利用したい園に問い合わせをして、利用条件等を確認してください。

また、入園の決定は各園で行われますので、申込方法も確認してください。

2 預かり保育について

教育時間の範囲外でお子さんを預けたい場合、園によって預かり保育を実施している場合があります。預かり保育の利用料が幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、就労などの理由により上峰町から保育の必要性の認定（新2号／新3号認定）を受ける必要があります。

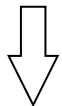
3 転入予定の申込書提出について

既に令和5年4月1日までに上峰町へ転入することが決まっている場合は、転入手続き前であっても申込書を提出することができます。ただし、令和5年4月1日までに転入されない場合は、申込みが無かったこととなりますのでご注意ください。

また、認定通知書等の文書発送は、実際に転入手続きがあった日以降となりますのでご了承ください。

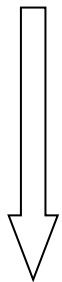
2 手続の流れ

入園の申込み(入園願書の提出)



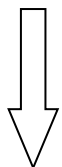
・まずは、希望する園に直接入園の申込みが必要です。

支給認定・給付認定の申請



- ・入園内定を受けた後、園へ支給認定・給付認定の申請に必要な書類を提出します。
- ・提出した書類は園を通して上峰町に提出されます。
- ・書類に不明な点がある場合は、上峰町から電話等で内容を確認することがあります。
- ・認定申請中に引っ越し等をした場合は、「申請辞退届」が必要となりますので、必ず上峰町に連絡してください。

「認定通知書」の交付



- ・町より「支給認定通知書」及び「給付認定通知書」を交付します。（申請内容により異なります。）
- ・令和5年4月利用開始の場合は、認定事務が集中し、審査等に時間を要するため、令和5年2月頃に交付します。

園の利用開始

・預かり保育の利用を希望する場合は、園に別途申込みます。

※原則、入所月の1日付けで入所となります。

3 給付認定申請について

(1) 認定区分・種類について

	認定区分	認定の種類	保育の必要性
ア	1号認定	教育・保育給付認定	なし
イ	1号認定(新制度未移行園)	施設等利用給付認定	
ウ	2号認定/3号認定	教育・保育給付認定	あり
エ	2号認定/3号認定※	施設等利用給付認定	

教育・保育給付認定(ア・ウ)は、保育所や認定こども園、幼稚園等を利用する際に必要となる認定です。施設等利用給付認定(イ・エ)は、幼児教育・保育の無償化により支給される「施設等利用費」を受けるための認定です。それぞれの認定について、保育の必要性が無い場合に「1号認定」、保育の必要性がある場合には、年齢に応じて「2号認定」又は「3号認定」に分かれます。

※施設等利用給付認定の3号認定については、満3歳児の市町村民税非課税世帯で、保育の必要性がある方が対象となります。

(2) 希望する施設と必要な認定について

希望する施設の種類によって、「申請する認定区分」が異なります。どの認定区分を申請するか下表でご確認ください。

希望施設等	必要な認定	保育の必要性	対象年齢	申請する認定区分
認定こども園(幼稚園部分) 幼稚園(新制度移行園)	教育・保育給付認定 1号認定	なし	満3~5歳児	ア
認定こども園(幼稚園部分)や幼稚園(新制度移行園)の教育時間に加えて、園で実施する預かり保育を利用する場合	教育・保育給付認定 1号認定 + 施設等利用給付認定 2号認定/3号認定	あり	満3~5歳児	ア+エ
幼稚園(新制度未移行園)	施設等利用給付認定 1号認定	なし	満3~5歳児	イ
幼稚園(新制度未移行園)の教育時間に加えて、園で実施する預かり保育を利用する場合	施設等利用給付認定 2号認定/3号認定	あり	満3~5歳児	エ

4 保育の必要性について

上峰町内に児童と保護者の住所があり、次のいずれかの理由により、家庭でその児童を保育できない場合に限り、上峰町が保育の必要性を認定します。

この理由に該当しない場合は、[施設等利用給付認定]2号認定/3号認定の認定をすることができません。

▼保育の必要性一覧表

保育を必要とする理由		認定できる期間
就労 (就労内定を含む)	月 48 時間以上就労していること。	就労期間
妊娠・出産	妊娠中又は出産後間がないこと。	5 か月以内(出産月を含む前後 2 か月間)
育児休業	育児休業取得時に保育施設を利用している子どもがいて継続利用するとき。	出生した児童が概ね 1 歳になるまで
求職活動 (起業準備を含む)	就労の意思があり、求職活動を行っていること。	3 か月間
就学	職業訓練校・大学・専門学校等に月 48 時間以上就学していること。	就学期間
疾病等	疾病、負傷、又は精神若しくは身体に障害を有していること。	療養が必要な期間
看護・介護	同居の親族等を常時看護・介護していること。	看護・介護期間
災害復旧	災害の復旧にあたっていること。	災害復旧の期間
虐待・DV の恐れ	児童虐待や配偶者からの暴力やその恐れがあること。	危険性がなくなるまで
その他	その他特に町長が入所を必要と認めた者。	必要と認める期間

5 申請に必要な書類

(1) 全ての方が必要な書類

・申込書(教育・保育給付認定申請書兼利用調整申込書及び施設等利用給付認定申請書)

…児童 1 人につき 1 部必要

・家庭状況に関する提出書類等確認表…児童 1 人につき 1 部必要

・保育を必要なことを証明する書類※…次の(3)の表を確認してください。

※保護者及び入園希望月時点で 65 歳未満の同居祖父母について保育の必要性を証明する書類が必要です。

(2) 該当する方が必要な書類

児童の健康状況調査票	新入園児と転園を希望する児童は提出が必要です。
マイナンバー記入用紙	新入園児の世帯やマイナンバーが変更になった方がいる世帯は提出が必要です。詳しくは P.6 をご確認ください。
転入に伴う保育所等の入所申込みの受付について	申込書提出時点では上峰町外に住所があるが、令和 5 年 4 月 1 日までに上峰町へ転入することが決まっている場合に必要です。
保護者名義の通帳の写し	施設等利用給付認定の 2 号認定 / 3 号認定 (P.3 のエ) を申請する場合に提出が必要となることがあります。既に提出している場合は不要ですが、口座を変更する場合は必要です。
戸籍謄本、児童扶養手当証書の写し	世帯の状況に応じて提出を求める場合があります。
障害者手帳、療育手帳、特別児童扶養手当証書の写し	
所得課税証明書、市区町村長名の税額決定通知書	マイナンバーによって税情報が確認できない場合に提出を求める場合があります。

(3) 保育の必要性を証明する書類

※きょうだいで同時に申請を行う場合、証明する書類は 1 部提出してください。

保護者等の状況	必要な書類	留意点
会社員・公務員等	就労証明書	※産休中又は育休中の方も提出してください。 ※就労内定者の方は、就労開始後 1 か月以内に「就労開始証明書」を提出してください。
自営業者		・開業届書、営業許可書、確定申告書又は請負契約書の写しを添付
農業従事者		・確定申告書の写しを添付
出産を予定の方、 疾病や心身の障害をお持ちの方	出産・疾病に関する申立書	・出産のとき：母子手帳(保護者の氏名、住所及び出産予定日がわかるページ)の写しを添付 ・疾病のとき：医師の診断書又は障害者手帳の写しを添付
看護・介護をしている方	同居家族看(介)護 従事申立書	・要看(介)護者に係る医師の診断書又は障害者手帳の写しを添付
学校・職業訓練校等に在学中の方	在学申立書	・在学証明書又は学生証の写しを添付
求職中の方	求職状況申立書	・「雇用保険受給資格者証」又は「ハローワーク受付票」の写しを添付 (既にお持ちの場合のみ) ※求職活動状況について、定期的に確認を行います。
祖父母と同居している方	同居祖父母の保育状況申立書	

6 マイナンバー記入用紙について

認定申請にあたっては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、マイナンバーの提出が必要です。提出できない方に関しては、後日所得課税証明書等の提出を依頼します。

《必要な書類》

- | | |
|----------------|---|
| (1) マイナンバー記入用紙 | } 申請を行う保護者の分のみ提出してください
(申請児童及びその他の方の書類は不要です) |
| (2) 本人確認書類 | |
| ① 番号確認書類 | |
| ② 身元確認書類 | |

(1) マイナンバー記入用紙への記入

マイナンバー記入用紙には、申込書に記入した申請児童、申請児童の保護者及び家族の情報を記入してください。(保護者の方は、単身赴任等の理由で同居されていない場合も記入してください。ただし、虐待・DV等の理由で同居されていない場合は記入不要です。)

(2) 本人確認書類の提出 ※①・②両方必要です。

マイナンバー記入用紙を提出する際は、申込書及びマイナンバー記入用紙の「保護者氏名」欄に記載された方の本人確認(「①番号確認書類」と「②身元確認書類」)が必要です。

※提出の際の注意点※

園経由で申請の際は、**申請用封筒**にマイナンバー記入用紙、本人確認書類の写しを入れ、封をして提出してください。ただし、住民票については原本を提出してください。

また、公的証明書として保険証の写しを提出する場合は、**記号・番号が見えないようにマスキング**してください。

窓口申請の際は、その場で本人確認を行いますので、本人確認書類の原本を提示してください。

(コピーを用意していただく必要はありません。)

①番号確認書類	いずれか1点	
	・マイナンバーカード(裏面) ・通知カード	・マイナンバーが記載された住民票
②身元確認書類	1点で可能なもの(顔写真付の公的証明書)	
	・マイナンバーカード(表面) ・パスポート ・精神障害者手帳 ・在留カード	・運転免許証 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 等
園経由での申請の場合 ①顔写真 ②氏名 ③生年月日または住所 が分かる面のコピーを 同封	2点必要なもの A2点 または A1点とB1点	
	A 顔写真なしの公的証明書 <「氏名」と「生年月日または住所」の記載があるもの>	B 顔写真付の証明書 <顔写真の掲載があるもの>
	・保険証 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 等	・学生証 ・法人が発行した証明書 ・公的機関発行の資格証明書

7 利用者負担額等について

幼児教育・保育の無償化により、施設型給付の認定こども園・幼稚園を利用する1号認定(満3歳児から5歳児)のお子さんの保育料は無償となります。なお、実費として徴収されている費用(通園送迎費、食材料費、行事費など)は、無償化の対象とならず、保護者負担となります。

※食材料費のうち、副食費(おかず・おやつ等)については年収360万円未満相当世帯のお子さん、全ての世帯の第3子以降のおさんは免除されます。

太枠の外に該当したとき、免除となります。

第1階層	生活保護世帯等	第1子	第2子	第3子以降
第2階層	市町村民税非課税世帯(所得割非課税世帯含む)			
	うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
	その他の世帯	第1子	第2子	第3子以降
第3階層	市町村民税所得割課税額 77,100 円以下			
	うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
	その他の世帯	第1子	第2子	第3子以降
第4階層	市町村民税所得割課税額 211,200 円以下	第1子	第2子	第3子以降
第5階層	市町村民税所得割課税額 211,201 円以上	第1子	第2子	第3子以降

ひとり親世帯等とは、次の[1]～[3]に該当する世帯をいいます。

[1]母子家庭・父子家庭等のひとり親

[2]障害のある方(児童)の世帯で次のいずれかに該当する世帯

- ①身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
- ②療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者
- ③精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- ④特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

[3]その他の世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者等、特に困窮していると町長が認めた世帯

階層の判定について

保護者の市町村民税額を合計して算定しますが、同居している扶養義務者の収入により生計を維持していると認められる場合には、扶養義務者も合算します。

市町村民税所得割課税額の算出については、寄付金税額控除・住宅借入金(取得)等特別控除・配当控除・外国税控除などの控除前の税額により算出します。

算定期間と対応する市町村民税額

令和 5 年									令和 6 年		
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
令和 4 年度市町村民税 (令和 3 年 1 月 1 日～12 月 31 日までの所得)					令和 5 年度市町村民税 (令和 4 年 1 月 1 日～12 月 31 日までの所得)						

同居の扶養義務者の市町村民税額を合算する基準

次の①～③全てを満たす場合。(9 月より令和 4 年分の収入で判定します。)

- ① 父母のいずれも令和 4 年度市町村民税が非課税。
- ② 父母のいずれも令和 3 年中の収入が103万円未満
- ③ 父母の令和 3 年分所得の総額が、同居の祖父母等の所得より低い。

※「父母」はひとり親家庭では、「父」又は「母」となります。

※扶養義務者が複数いる場合は、もっとも所得の高い方が対象となります。

* 多子のカウント方法について *

第 1 階層～第 3 階層: 生計を一にする者に限り年齢制限なし

第 4 階層・第 5 階層: 3 歳～小学校 3 年生までの子どもの数

住民基本台帳及び申込書に記入されている子どもの数を基に判定しています。

保育施設に入園している児童からみて別居の同一生計である兄弟がいる場合には申し出てください。

★副食費の徴収免除に該当するときは、毎年 3 月末と 8 月末に町から「副食費徴収免除のお知らせ」を送付します。

8 上峰町内の教育施設について

上峰町内には幼保連携型認定こども園が3つあります。

認定こども園には幼稚園部分と保育園部分があり、それぞれに定員が設けられています。教育・保育の内容は同じ内容で行われます。

入園できる基準は、幼稚園部分は年齢が満 3 歳以上であること、保育園部分は概ね生後 6 か月から就学前の児童であることかつ、家庭保育ができないことが要件になっています。

施設名	電話番号	所在地	定員
社会福祉法人 美峰福祉会 幼保連携型 ひかりこども園	☎52-0406	大字坊所699番地 (小学校の西側)	1号 15名 2・3号 70名
学校法人 みどり学園 認定こども園かみみね幼稚園	☎52-5073	大字坊所710番地 (ふるさと学館の向かい側)	1号 165名 2・3号 75名
社会福祉法人 ガジュマル ひよ子こども園かみみね	☎52-2186	大字堤1923番地6 (切通北団地の南側)	1号 15名 2・3号 110名

9 預かり保育について

認定こども園(幼稚園部分)、幼稚園では、教育時間の前後に在園児を対象に預かりを行う「預かり保育」を実施している園があります。各園により「預かり保育」の実施状況は異なるため、利用方法や料金等は直接各園にお問い合わせください。

(1) 預かり保育の無償化上限額について

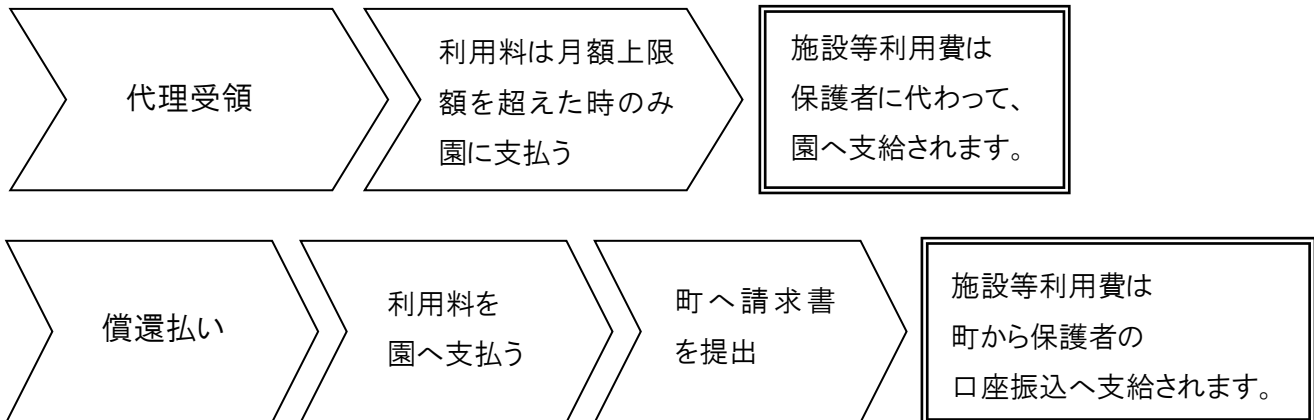
施設等利用給付認定の2号認定/3号認定(P.3のエ)を受けた場合は、預かり保育に係る費用が無償化の対象となります。

認定区分	認定要件	無償化上限額(月額)
2号認定	保育の必要性がある、3歳児から5歳児までのお子さん	11,300円 ※①450円×利用日数か②実際の支払額のいずれか低い額を、上限額の範囲内で給付します。
3号認定	保育の必要性がある、住民税非課税世帯の満3歳児のお子さん	16,300円 ※①450円×利用日数か②実際の支払額のいずれか低い額を、上限額の範囲内で給付します。

(2) 「施設等利用費の支給方法(無償化になる方法)」について

上峰町では、代理受領及び償還払いで預かり保育の無償化を実施しています。

この2つの違いは下記のとおりです。



※償還払いの支給頻度は年4回程度です。

無償化になる方法は園により異なりますので、通われる園へお尋ねください。

10 幼稚園(新制度未移行園)の利用について

幼稚園の新制度未移行園とは、従来の制度では幼稚園就園奨励費の対象であった園のことです。

保育の必要性があり、預かり保育を利用する場合と預かり保育を利用しない場合とでは必要な認定が異なります。

(1) 幼稚園(新制度未移行園)の無償化上限額について

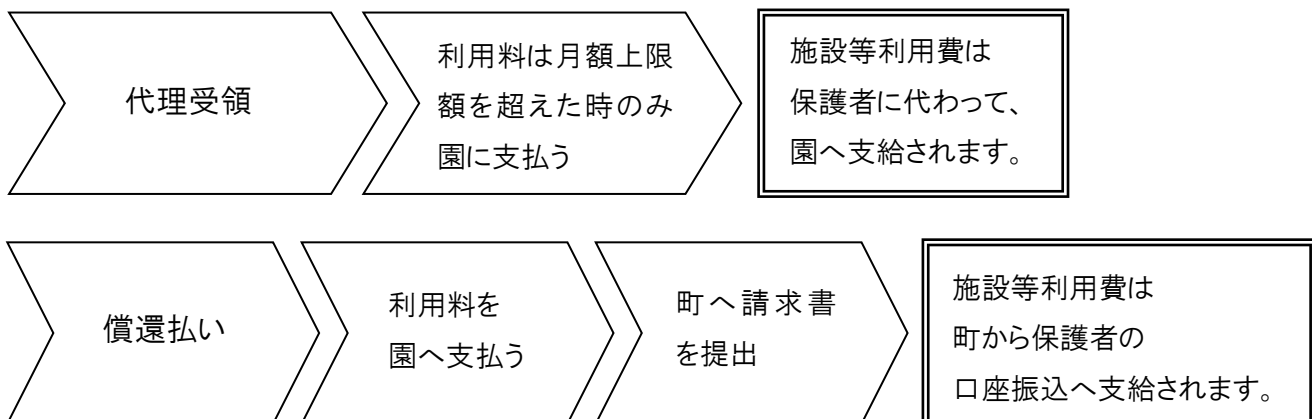
施設等利用給付認定の1号認定(P.3のイ)を受けた場合は教育時間の保育料が、2号認定/3号認定(P.3のエ)を受けた場合は、教育時間に加えて利用する預かり保育に係る費用が無償化の対象となります。

認定区分	認定要件	無償化上限額(月額)
1号認定	施設等利用給付認定2号/3号に該当しない、満3歳から5歳児までのお子さん	25,700円(教育時間のみ)
2号認定	保育の必要性がある、3歳児から5歳児までのお子さん	11,300円(預かり保育のみ) ※①450円×利用日数か②実際の支払額のいずれか低い額を、上限額の範囲内で給付します。 ※教育時間に係る費用の無償化上限額(月額)は1号認定と同額です。
3号認定	保育の必要性がある、住民税非課税世帯の満3歳児のお子さん	16,300円(預かり保育のみ) ※①450円×利用日数か②実際の支払額のいずれか低い額を、上限額の範囲内で給付します。 ※教育時間に係る費用の無償化上限額(月額)は1号認定と同額です。

(2) 「施設等利用費の支給方法(無償化になる方法)」について

上峰町では、代理受領及び償還払いで預かり保育の無償化を実施しています。

この2つの違いは下記のとおりです。



※償還払いの支給頻度は年4回程度です。

無償化になる方法は園により異なりますので、通われる園へお尋ねください。

11 こんなときは必ず届け出てください

次のような場合は、申込中・施設利用後にかかわらず、速やかに住民課子育て支援係へ届け出てください。

- (1) 上峰町外に転出する(転出された時点で支給認定及び給付認定は解除となります)
転出後も利用中(申込中)の施設を継続したい場合は、住民課子育て支援係にご相談ください。
 - (2) 上峰町内で転居した
 - (3) 世帯構成に変化があった(離婚、結婚、同居している家族の増減、単身赴任等)
 - (4) 認定こども園・幼稚園を退園する
 - (5) その他家庭の状況に変化があった
 - (6) 仕事を辞めた(求職活動を始めた)
 - (7) 就労状況が変わった(勤務時間が変わった、仕事を始めた、仕事が変わった など)
 - (8) 育児休業を取得した場合に、すでに預かり保育を利用しているお子さんの利用を継続したいとき
- ※(6)～(8)は施設等利用給付 2 号認定/3 号認定のみが対象です。

12 認定こども園・幼稚園の利用に関する Q&A

- Q1. 上峰町外の認定こども園(幼稚園部分)・幼稚園(新制度移行園)に申請(入園)したいのですが？
- A1. 利用を希望する町外の認定こども園(幼稚園部分)・幼稚園(新制度移行園)に直接問い合わせ、願書の有無についての確認や見学を行った後、園へ入園申込みをしてください。入園内定後、園を通じて、役場へ支給認定・給付認定の申請に必要な書類を提出します。
- Q2. 保育料以外の費用はかかりますか？
- A2. 保育料以外の実費は負担していただきます。例えば、入園料、通園バス代、給食費、教材費および行事参加費等の実費負担や、施設整備等のための費用がこれにあたります。保育料以外の費用についても園に確認した上で利用する園を選んでください。
- Q3. 副食費が免除されるにあたってどのような手続きが必要ですか？
- A3. 新たな手続きは不要です。なお、副食費の免除については住民課子育て支援係よりお知らせします。
- Q4. 認定こども園・幼稚園の預かり保育については無償化の対象となりますか？
- A4. 保育の必要性があれば、無償化の対象となります。(満3歳児の場合は、住民税非課税世帯であることも要件になります。)無償化となる認定要件や無償化上限額については P.9 をご確認ください。
- ※ご利用にあたっては直接園にお問い合わせください。利用を希望しても待機(利用不可)となる場合があります。
- Q5. 認定こども園(教育利用)・幼稚園を利用後に認可外保育施設を利用する場合も無償化の対象となりますか？
- A5. 園で提供される預かり保育が平日 8 時間未満(教育時間を含む)又は年間 200 日未満の開所の要件に該当する園に通う保育の必要性のあるお子さんの場合には、認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となります。
- ※上峰町内で預かり保育を実施している園は、上記の要件に該当しないため、認可外保育施設等の利用料は無償化の対象とはなりません。